



長野県報

4月21日(月)
平成15年
(2003年)
第1449号

目 次

規則

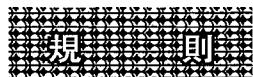
県費負担教職員の免職及び県の職への採用の手続に関する規則の公布 (義務教育課) 1

告示

介護保険法に基づく介護老人保健施設の許可 (高齢福祉課)	2
地方自治法施行令に基づく保育士の登録申請に対する審査手数料等の収納事務の委託 (青少年家庭課)	2
国土調査法に基づく土地分類基本調査の実施 (農村整備課)	2
都市計画法に基づく都市計画事業の認可 (2件) (都市計画課)	2
昭和44年選告示第4号 (地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数) の一部改正 (選挙管理委員会)	3
文化財保護条例に基づく長野県宝及び長野県天然記念物の指定 (文化財・生涯学習課)	3

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出 (2件) (産業振興課)	4
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出書及び添付書類の縦覧 (産業振興課)	4
家畜伝染病予防法に基づく家畜伝染病発生の報告 (畜産課)	9
土地改良区の役員の就任の届出 (3件) (土地改良課)	9
土地改良区の役員の退任の届出 (土地改良課)	10
都市計画法に基づく開発行為の工事の完了 (4件) (建築管理課)	10
警備業法に基づく警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の実施 (生活安全企画課)	11



県費負担教職員の免職及び県の職への採用の手続に関する規則をここに公布します。

平成15年4月21日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第7号

県費負担教職員の免職及び県の職への採用の手続に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の2第2項の規定により、同条第1項の県費負担教職員（以下「教職員」という。）が同項各号に該当するかどうかを判断するための手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事実の確認の方法)

第2条 長野県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、教職員について、法第47条の2第1項各号に係る事実の確認をする場合は、市町村教育委員会（市町村学校組合教育委員会を含む。第5条において同じ。）を通じて、教職員の所属する学校の校長等から当該教職員の行う授業の状況等についての報告を求め、又は当該教職員から意見を聴取するものとする。

(医師の意見)

第3条 県教育委員会は、法第47条の2第1項各号に掲げる事由が精神疾患等の疾病に起因するものであるおそれがあると認められるときは、精神科医等の医師に意見を求めるものとする。

(判定委員会)

第4条 県教育委員会は、教職員が法第47条の2第1項各号に該当するかどうかを判断するに当たっては、児童又は生徒に対する指導について識見を有する者で構成する判定委員会の意見を聽かなければならない。

2 判定委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(通知)

第5条 県教育委員会は、教職員が法第47条の2第1項各号に該当するかどうかについて判断したときは、その結果を当該教職員の所属する市町村教育委員会に通知するものとする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

義務教育課